

児童扶養手当・重度心身障害者(児)介護手当現況届と 特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・ 経過的福祉手当所得状況届を提出してください

標記の手当を受給している

方(所得制限により支給停止の方を含む)は、それぞれ現況届・所得状況届を提出してください。該当者には提出期間までに必要書類を送付します。



この届けにより、8月分以降の受給資格を確認します。提出がないと8月分以降の手当は支給されません。

なお、所得が限度額を超えるため、手当の支給停止が予想される場合も届け出は必要です。

▽提出期間

・児童扶養手当と特別児童扶養手当：8月12日(月)～23日(金)

・右記以外：8月12日(月)～30日(金)

▽提出先 社会福祉課(ウエルストーク豊岡の隣)または各支所市民福祉係

〔児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給対象者〕

◆児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を共にできない18歳未満の児童(20歳未満で心身に中度以上の障害がある児童を含む)を養育している父または母、もしくは父母に代わって児童を養育している方(所得制限あり)

◆特別児童扶養手当

20歳未満で身体または精神に障害のある児童を養育している父または母、もしくは父母に代わって児童を養育している方(所得制限あり)

〔障害児福祉手当・特別障害者手当・重度心身障害者(児)介護手当の支給対象者〕

◆障害児福祉手当

日常生活で常時の介護を必要とする20歳未満の在宅の方

◆特別障害者手当

日常生活

◆重度心身障害者(児)介護手当

65歳未満の重度障害者を在宅で介護しており、介護保険サービス、障害者総合支援法によるサービスを利用していない市町民税非課税世帯の方

※施設に入所または長期入院(児童は除く)している方は対象外。

※支給対象となるには障害の程度、所得制限等条件があります。



▽問合せ

児童扶養手当：社会福祉課生活援護係 ☎24-7031
児童扶養手当以外：社会福祉課障害福祉係 ☎24-7033

償却資産の申告

清んでおるかの？



固定資産税は、土地や家屋だけではなく、償却資産(事業用の資産)も課税の対象となります。

申告書を提出していない方が、修正申告が必要な方は早急に申告書を提出してください。

Q 償却資産とは何ですか？

A 会社や個人の方が事業を営むために所有している機械・器具・備品などの固定資産のことをいいます。土地・家屋と同じく固定資産税が課税されます。

Q 償却資産の申告は必要ですか？

A 償却資産を所有している方には、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の償却資産の所有状況を資産が所在する市町村に申告する義務があります。申告は資産の多少にかかわらず必要です。

Q 対象となる償却資産は何ですか？

A 原則として、決算時に減価償却資産として計上されたものは全て償却資産の申告対象となります。

申告対象となります。ただし、構築物のうち「家屋」として固定資産税の対象となるもの、自動車税・軽自動車税の対象とはなりません。

※償却資産の詳細や申告書の記載方法、PDF形式による申告書および明細書は、市ホームページからダウンロードできます。

※申告書・明細書は、税務課資産税係および各支所市民福祉係に備えています。

飲食店 厨房設備など 	工場 製造設備など 	ホテル・旅館 客室備品など
小売店 陳列ケースなど 	農業・漁業 農機具など 	建設業 パワーショベルなど
理容・美容業 椅子・洗面台など 	医院 ベッド・手術台など 	ガソリンスタンド 洗車機など

《申告書提出・問合せ》 税務課 資産税係 ☎21-9046 または各支所市民福祉係

一般国道483号北近畿豊岡自動車道(豊岡北～豊岡南) 環境影響評価概要書の縦覧について

国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所では、「一般国道483号北近畿豊岡自動車道(豊岡北～豊岡南)」の環境影響評価の手続きを進めています。

一般国道483号北近畿豊岡自動車道は、豊岡市を起点に丹波市に至る延長約70キロメートルの高規格幹線道路で、兵庫県北部の但馬地域と丹波地域を直結し、地域の活性化を支援する自動車専用道路です。

このたび、事業の概要、事前調査の結果および調査の計画などを記載した「環境影響評価概要書」を国土交通省が作成しました。

つきましては、環境の保全と創造の見地から皆さんの意見をいただくため、兵庫県環境影響評価条例に基づき、次のとおり縦覧します。

■期間 7月26日(金)～8月26日(月)午前9時～午後5時(土・日曜日を除く)

■場所

- ・国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所(幸町)
- ・兵庫県環境影響評価室(神戸市)
- ・豊岡市都市整備課(中央町)

■内容 一般国道483号北近畿豊岡自動車道(豊岡北～豊岡南)環境影響評価概要書

《問合せ》国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所調査第二課 ☎22-3126

豊岡市都市整備課 ☎23-1712



屋外広告物にはルールがあります！

県および市では、市内の良好な広告景観を推進するため、兵庫県屋外広告物条例に基づいて、基準に適合しない広告物の違反対策と、これを設置した屋外広告業者への指導監督の強化に努めています。

《問合せ》●屋外広告物の許可(表示・設置)に関すること

●都市整備課景観政策係 ☎23-1712

●屋外広告業者に関すること

兵庫県国土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室

☎078-362-3642

屋外広告物とは？

常時または一定期間継続して、屋外で公衆に表示される広告板などのことです。

具体的には、建物の壁面や屋上に取り付けられた広告板、地面に直接建てられた広告板の他、張り紙、張り札、立看板、のぼり旗などをいいます。



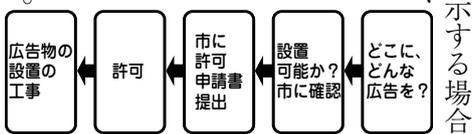
屋外広告物のルールとは？

「良好な景観の形成」「風致の維持」「公衆に対する危害防止」などを目的として、兵庫県屋外広告物条例に基づき、広告物の設置ができない地域や物件などの他、設置する場合の広告物の大きさや色彩などのルールが定められています。

必要な手続きは？

屋外広告物を表示する場合には、原則として、市長の許可が必要です(一部、小規模な自家用広告物など、許可申請が不要な場合があります)。

広告物を設置する場合、あらかじめ都市整備課に相談してください。



屋外広告物の設置を業者に依頼する場合の注意事項

◆屋外広告物の登録を

確認してください

兵庫県内で業務として屋外広告物の設置を行う者は、兵庫県の屋外広告業者登録が必須です。兵庫県の登録番号は、「兵広登(〇)第〇〇号」です。

◆屋外広告物の設置許可を

確認してください

屋外広告物の設置には、原則として、市長の許可が必要です。

設置を依頼した屋外広告業者に、必ず工事着手前に許可を得ていることを確認してください。また、屋外広告業者と看板用地の貸付契約をするときは、許可を受けることのできるものであるか確認していただき、違反となる広告物が設置されないようにお願いします。



※基準に適合しない屋外広告物を設置すると、屋外広告業者だけでなく管理者なども措置命令の対象となります。